

関東地方道路協議会規約

(名称)

第1条 本会は「関東地方道路協議会」(以下本協議会と称す)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、関東地方における道路施策等に関する検討及び幹線道路の計画・調整、並びに道路行政に関する啓発活動を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、前条の目的に関係ある官公署団体をもって組織し、委員会及び幹事会により構成する。

2 委員長は国土交通省関東地方整備局長、幹事長は国土交通省関東地方整備局道路部長とする。

3 委員及び幹事については、別紙に定めるとおりとするが、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

4 本協議会は、道路に関する専門的事項や地域の課題を調査検討するため、委員長が必要と認めるときは部会及び分科会をおくことができる。

5 本協議会は、必要に応じて地域住民からの意見を聴取するため、公聴会、意見募集を行うとともに、有識者からの意見を聴取するための懇談会を適宜実施することができる。

(事業)

第4条 本協議会は第2条の目的を実施するため次の事業を行う。

(イ) 関東地方における道路施策等に関する検討事項。

(ロ) 関東地方における幹線道路に関する計画・調整事項。

(ハ) 本協議会の趣旨を周知させるための啓発宣伝に関する事項。

(二) その他本会の目的達成に必要と認められる事項。

(運営)

第5条 本協議会の委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

3 部会及び分科会は幹事長が招集し、部会長及び分科会長が運営する。

(事務局)

第6条 本協議会の事務局は、関東地方整備局道路部に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

(付則)

この規約は平成30年 7月19日から施行する。

(別紙)

関東地方道路協議会

【委員会】

関東地方 協議会	所 属 名	役 職 名	備 考 (委員長)
茨城	県	土木部	長
栃木	県	土木部	長
群馬	県	土木部	長
埼玉	県	土木部	長
千葉	県	土木部	長
東京	都	土木部	長
神奈川	県	土木部	長
山梨	県	土木部	長
長野	県	土木部	長
横川	市	土木部	長
千代田	市	土木部	長
相模原	市	土木部	長
東京	都	土木部	長
中京	都	土木部	長
首都圏	都	土木部	長

【幹事会】

関東地方 協議会	所 属 名	役 職 名	備 考 (幹事長)
茨城	県	土木部	長
栃木	県	土木部	長
群馬	県	土木部	長
埼玉	県	土木部	長
千葉	県	土木部	長
東京	都	土木部	長
神奈川	県	土木部	長
山梨	県	土木部	長
長野	県	土木部	長
横川	市	土木部	長
千代田	市	土木部	長
相模原	市	土木部	長
東京	都	土木部	長
中京	都	土木部	長
首都圏	都	土木部	長